

「横浜市立市民病院医事業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜市立市民病院医事業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案

2 その他、提案書作成に係る詳細な事項については、「横浜市立市民病院医事業務委託受託候補者特定に係る提案書作成要領」に定めるものとする。

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 類似業務実績
- (2) 提案内容及びその実現性

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

5 このほかプロポーザルの評価にあたっての詳細については、「横浜市立市民病院医事業務委託受託候補者特定に係る提案書評価基準」に定める。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 提案者に対するヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 市民病院管理部長

副委員長	市民病院副病院長（兼患者総合サポートセンター長）
委員	市民病院総務課長
委員	市民病院総務課管理担当課長
委員	市民病院経営戦略課長
委員	市民病院医療安全・医療品質管理センター医療品質管理担当課長
委員	市民病院医事課長
委員	市民病院産婦人科長
委員	市民病院検査・輸血部技師長
委員	市民病院看護部副看護部長
委員	市民病院看護部担当課長（兼患者総合サポートセンター担当課長）

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を市民病院第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年8月24日から施行する。